

平成20年 3月27日  
告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民が組織する団体及び事業者等による生ごみ(産業廃棄物を除く。以下同じ。)の処理を支援し、その減量化及び再資源化を推進するため、大型生ごみ処理機を設置するものに対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則(昭和42年富士市規則第28号)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「大型生ごみ処理機」とは、生ごみを乾燥、発酵等の方法により分解し、減量化、消滅化又はたい肥化することが可能な機械であって、多量の生ごみに対応する処理能力を有するものをいう。

2 この要綱において「事業者等」とは、富士市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱(平成18年富士市告示第51号。以下「指導要綱」という。)第2条に規定するものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、大型生ごみ処理機を新たに購入し、設置するものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会、マンション管理組合等の団体で、地域においておおむね50世帯以上の一般家庭により構成されているもの
- (2) 市内において、1年以上継続して同一事業を営んでいる事業者等であって、指導要綱第5条の事業系一般廃棄物減量化等計画書を提出したもの
- (3) その他市長が必要であると認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、購入した大型生ごみ処理機が中古品又は転売品である場合は、交付の対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、大型生ごみ処理機本体の購入費(設置費を含む。)の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、200万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1団体又は1事業者等につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、富士市大型生ごみ処理機購入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 大型生ごみ処理機の見積書の写し
- (4) 購入しようとする大型生ごみ処理機の仕様がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、富士市大型生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、申請者に対し、次の条件を付するものとする。

- (1) 大型生ごみ処理機によって生成されたたい肥等を利活用すること。
- (2) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ富士市大型生ごみ処理機設置変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、承認を受けなければ

ばならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(完了報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、大型生ごみ処理機の設置が完了したときは、富士市大型生ごみ処理機設置完了報告書（第5号様式）に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大型生ごみ処理機の購入に係る領収書の写し
- (2) 大型生ごみ処理機の設置前及び設置後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市大型生ごみ処理機購入費補助金確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式

(第5条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第6条関係)

第4号様式

(第7条関係)

第5号様式

(第8条関係)

第6号様式

(第9条関係)